

## ■次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」

### ▶行動の期間

令和3年4月1日～令和7年3月31日までの4年間

### ▶計画の内容

雇用環境の整備に関する事項

#### 目標

年次有給休暇の取得日数、法に定められている年10日以上付与の職員について年6日以上の取得を目指す

#### 1. 働き方の見直しに資する多様な労働条件

- (1) 年次有給休暇の取得促進
- (2) 管理者は、職員の年次有給休暇取得状況を月毎に把握管理する
- (3) 年間の年次有給休暇を取得しやすい環境作りと併せて、事業所内では職員休憩室の整備を行う

## ■女性活躍推進法に基づく「行動計画」

### ▶計画の期間

令和3年4月1日～令和7年3月31日までの4年間

#### 目標

#### 1. 妊娠中の労働者及び子育て中の職員の仕事と家庭の両立を支援するための整備

- (1) 妊娠中の健康管理、職員に対する制度の周知、情報提供、相談体制の整備
- (2) 育児休業取得、職場復帰の為の環境整備、育児休業期間中の代替要員の確保を行う
- (3) 育児・介護休業法に基づく育児休業期間、時間外労働・深夜業務の制限、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業の制度の周知を図る